

別表第四（第五十六条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
一 別表第一の一の項に該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
二 別表第一の二の項のイに該当する対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の二十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	
三 別表第一の二の項のロ又はハに該当する対象事業	たん 湛水区域の位置	新たにたん 湛水区域となる部分の面積が変更前のたん 湛水面積の二十パーセント未満であること。
	げき 固定堰又は可動堰の別	
四 別表第一の二の項のニに該当する対象事業	湖沼水位調節施設の施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の区域(以下「湖沼開発区域」という。)の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあつては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の二十パーセント未満であること。
五 別表第一の二の項のホに該当する対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の二十パーセント未満であること。
六 別表第一の三の項のイ又はロに該当する対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域(別表第一の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。)の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。

	本線路（一の停車場に係るものを除く。以下同じ。）の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
七 別表第一の三 の項のハ又はニ に該当する対象 事業	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
八 別表第一の四 の項のイ及び ロに該当する 対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
九 別表第一の四 の項のハ及び ニに該当する 対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
十 別表第一の四 の項のホ及び	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。

へに該当する 対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		新たに事業実施区域となる部分の面積が変更前の事業実施区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
十一 別表第一の 五の項に該当 する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
十二 別表第一の 六の項に該当す る対象事業	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。
十三 別表第一の 七の項に該当 する対象事業	施行地区の位置	新たに施行地区となる部分の面積が変更前の施行地区の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
十四 別表第一の 八の項から十 一の項のハマ でに該当する 対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに事業実施区域となる部分の面積が変更前の事業実施区域の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。